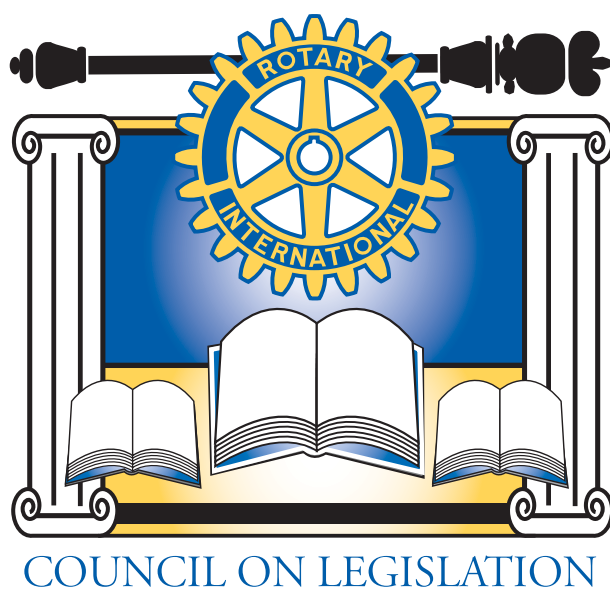


2010年規定審議会

代表議員のための手引き



はじめに

このたび、規定審議会代表議員に選出されましたことを心よりお祝い申し上げます。規定審議会代表議員を務めることは、ロータリーにおける奉仕の中でも、特に忘れがたい経験となるはずです。

規定審議会は、通常 1 週間にわたり、全ロータリー地区からの代表がクラブ、地区、RIBI 審議会、RI 理事会、規定審議会によって提出された立法案を討議し、投票を行い、スケジュールが大変過密な会合です。規定審議会は 3 年に 1 度、4 月から 6 月の間に、シカゴにて開催されます。2010 年の会合は、4 月 25 日から 30 日まで、シカゴ・マリOTT・ダウタウン・マグニフィセントマイルで行われることが暫定的に予定されています。会合は英語で行われ、5 カ国語で同時通訳が提供されます。この審議会は、大変活気に溢れた興味深い会合です。

2007 年規定審議会は、2010 年審議会の立法手続きに大幅な変更を加えました。これには、立法案の受付締切日 (2010 年審議会は **2008 年 12 月 31 日**)、修正案の締切日、欠陥のある立法案の定義、地区が提案できる立法案の数 (推奨数) の変更が含まれます。こうした変更に関する詳細は、以下または「2010 年規定審議会に変更となる項目」の資料をご覧ください。

規定審議会の参加者には、各地区の代表から成る投票権を有する代表議員と以下の投票権を有しない議員が含まれます。

- ✓ 審議会議長
- ✓ 審議会副議長
- ✓ 議事運営手続の専門家
- ✓ 定款細則委員会
- ✓ RI 会長
- ✓ RI 会長エレクト
- ✓ RI 理事会
- ✓ 事務総長
- ✓ 元 RI 会長
- ✓ 管理委員会代表
- ✓ 特別議員

上記の他にも、オブザーバー、会場監督、信任状委員会 (代表議員から成る) が参加し、出席者は通常、700 人を超えます。

本手引きの目的は、代表議員の任務および責務を概説し、審議会会合自体に精通していただくことです。本手引きで不明な点があれば、国際ロータリーの審議会業務課 (Council Services Section) までご連絡ください。連絡先は以下の通りです。

Council Services
Rotary International
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201
USA
電話: 1-847-866-3466 または 1-847-866-3302
ファックス: 1-847-866-2123 または 1-847-866-5507
Eメール: councilservices@rotary.org

職員一同、皆さまのお役に立てるよう願っております。

代表議員の任務

代表議員の任務は、RI 細則 8.030. に記載されています。後述の任務の詳細を読む前に、次の任務の一覧に目を通しておくとよいでしょう。

8.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。
- (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

代表議員の任務は、審議会の3年周期にわたるものです。この周期は、次のように分けられています。

1年目 (2007-08)	審議会代表議員が選出される
2年目 (2008-09)	立法案の提出締切日 (2008年12月31日)
3年目 (2009-10)	審議会への準備と出席 (2010年4月25日～30日開催を暫定的に予定)

2010年規定審議会の予定表

2008年6月30日	代表議員および補欠議員の氏名がRIに報告される
2008年12月31日	立法案をRI世界本部へ提出する締切日
2009年3月31日	立法案の修正をRI世界本部へ提出する締切日
2009年8月～12月	ロータリー研究会における審議会研修(出席必須)
2009年9月30日	立法案集の発行
2010年2月25日	賛成および反対の声明をRI世界本部へ提出する締切日
2010年4月25～30日	規定審議会開催の暫定的予定日(米国イリノイ州シカゴ)

1～2年目

クラブと地区は、審議会周期のどの年であっても立法案を提出することができますが(特定の審議会の期日を逃しても、常に次の審議会に審議にかけることができます)、立法案の提出締切日である**2008年12月31日**に間に合うよう、地区の大多数は2年目の最初の6カ月間に案件を提出します。立法案作成に関して援助を提供するのは、審議会代表議員の任務です。立法案に関して援助できるよう、RI理事会は地区が審議会に出席した経験を持つロータリアンから成る委員会を任命するよう奨励しています。この委員会には、審議会代表議員が含まれるべきです。

この役割に備えるため、代表議員は、RI細則の第7条、出版物「立法案の提出方法」、「2007年手続要覧」第10章に精通しておく必要があります。RIウェブサイトの規定審議会のページにも役立つ情報が掲載されているほか、組織規定に関する各種文書や立法案の様式も参照することができ、これらは立法案の作成にあたり、貴重な資料となるはずです。

さらに、2007年規定審議会は、2010年審議会の立法手続きに大幅な変更を加えました。これには、立法案の受付締切日、修正案の締切日、欠陥のある立法案の定義、地区が提案できる立法案の数(推奨数)への変更が含まれます。こうした変更に関する詳細は、以下または「2010年規定審議会に変更となる項目」をご覧ください。

クラブの立法案はすべて地区大会(RIBIの場合は地区審議会)で審査されるか、十分な時間がない場合は郵便投票によって審査されなければなりません。地区の承認を得たクラブの立法案のみが、審議会に提出されます。地区大会(RIBIの場合は地区審議会)も、立法案を提出することができます。しかし、RI細則は、クラブおよび地区が提出する立法案は、1地区につき5件までとすることを奨励しています。地区が立法案を提出する場合は、できる限りこれより少ない件数を提出することが望まれます。近年の審議会後に実施された代表議員の意見調査で明らかになった最大の苦情は、立法案の件数が膨大で、十分に討議を行う時間が削られてしまうということでした。2010年に同様の事態が再び生じないよう、地区は案件の数を制限し、最も重要と思われるものだけを提出するようにする必要があります。

担当地区に助言を与える際には、各案件に対し、次の問いを考察してみるとよいでしょう。

- ✓ その案件は、国際的な規模の問題を扱っているか、あるいは地元や地域の範囲にとどまった性質のものか。
- ✓ その案件は、提案者の純粋に個人的な利益に基づいたものではなく、ロータリー世界全体にとって重要な主題を扱っているか。
- ✓ その案件は、文書としてうまくまとめられているか。
- ✓ その案件は、審議会の立法案として扱うより、「理事会に対する建議案」(クラブまたは地区から理事会に特別措置を嘆願する案件)として扱った方がよい性質のものか。
- ✓ その案件は、RI 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内における管理運営上の決定を要求あるいは要請するものか。

各代表議員および地区の協力が得られれば、審議会で審議される案件数は現実的にこなせる数となり、ロータリー世界全体にとって最も重要な問題に集中して徹底した討議を行うことができます。

2010年審議会の立法案の提出締切日は**2008年12月31日**です。立法案には、地区の承認を証明する地区ガバナーの署名の入った書式が添付されていなければなりません。立法案は、この締切日までにRI世界本部に必着しなければなりません。12月31日午前12時(世界本部の現地時間)以降に到着したものは、消印の日付に関わらず、2010年審議会で審議されることはありません。また、この規定に関しては、例外は一切認められません。

さらに、地区は、地区大会で提案または承認された全立法案を、地区大会終了後45日以内、またはガバナーによって定められた郵便投票用紙の受理期日後45日以内に提出する必要があります。

2年目

2年目に、審議会に提出された立法案を検討するため、定款細則委員会は定期的に会合を開きます。定款細則委員会は、3人の委員およびRI理事会からの連絡理事(リエゾン)から構成されています。委員の任期はそれぞれの任期をずらして各3年とし、現職の会長が、毎年新しい委員を任命します。審議会が開催される年は、同委員会の一番最近の元委員が、4人目の委員を務めます。審議会の開催される約4カ月から5カ月前に、定款細則委員会は審議会運営委員会の一環として、引き続きその任務の遂行にあたります。審議会運営委員会は、定款細則委員会の委員および審議会議長および副議長から成っています。

定款細則委員会は、審議会に提出された立法案を検討するため、膨大な量の仕事に当たります。同委員会には、立法案が審議会に提出できるものか、あるいはその前に修

正を必要とするものか、立法案に関する委員会の決定を理事会に知らせる責任があります。時間の許す限り、委員会は立法案の欠点や欠陥を探し、提案者や代表議員と協力し、気づいた問題点の修正に取り組みます。地区からの案件に修正が必要であるという通知を受け取った場合、代表議員はできる限り早急にその修正がなされるよう確認すべきです。これを怠ると、その立法案が欠陥を抱えたままの状態として残るか、ロータリーのプログラムの範囲に収まらなるとみなされた場合、立法案が審議会に提出されないこととなります。

定款細則委員会はさらに、事務総長によって立法案に加えられる「趣旨および効果」に関する文を検討し、承認します。事務総長はまた、「財政的影響に関して」の文が立法案を完全に理解した下で書かれていることを確認するため、同委員会に相談します。定款細則委員会は、代表議員に連絡し、折衷案を提案することもできます。同じ主題の案件が多数、審議会に提出されることがよくありますが、このようなことが起こった場合、定款細則委員会は、提案地区に共同で折衷案を提出することに同意するか否かの選択を与えることとなります。その地区が最初に提出した案件の代わりに、この折衷案が審議会に提出されることとなります。折衷案は、その案件に複数の提案者がいることを審議会に理解してもらえらるという点において有利です。また、審議会が多数の類似した案件を急いで審議する代わりに、時間をかけてじっくり検討できるという利点もあります。そして、案件の数が少ないほど、審議会全体がうまく機能できることにもつながります。以上の理由から、折衷案が提案された場合は極力、それに同意することが奨励されています。

担当地区の提案者が案件を修正したいと希望する場合があります。修正案が 2009 年 3 月 31 日までに提出される限り、その提案者は修正を行うことができ、その際に代表議員の援助を求める場合があります。

3 年目

審議会が開催される年であり、代表議員は立法案を検討し、審議会における役割の準備にあたります。

立法案

9 月または 10 月に（言語版によって異なる）、立法案集第 1 巻が送られます。この立法案を読み、審議会にどのような問題が提出されているかを把握しておくことは、代表議員の責務です。RI ウェブサイトには審議会代表議員のための討論フォーラム（チャットルーム）が用意されており、ここで立法案に関してほかのロータリアンと話し合うことができます。

必要な場合、正規立法案の追加分が、審議会の前に送られます。これには、以前、欠陥があるとみなされた立法案に修正を加えたものも含まれます。時間に余裕があれば、審議会が開催される前に翻訳版が送られる予定ですが、間に合わなかった場合は、会議場で渡されることとなります。

審議会開会直前に、代表議員は、事務総長の元に提出された「賛成および反対の声明」を受け取ります。クラブ、地区大会、RIBIの審議会(または大会)、RI理事会は、業務用便箋サイズの紙の片面のみを使用したこの声明文に特定の案件に関する意見を記述し、審議会開会(2010年2月25日)の2カ月前まで提出することができます。代表議員は、審議会で立法案を支持する旨の資料を配布することができないため、クラブや地区は、立法案の説明や背景情報を提供したり、または賛成、反対意見を表明したりするためにこの声明をあらかじめ提出することを検討するとよいでしょう。代表議員は、正式に提出されたこれらすべての声明を読んでおくものとされています。

ロータリー研究会

審議会での役割に備えるため、ゾーンで開催されるロータリー研究会への出席が求められます。審議会が開催される年には、ロータリー研究会で審議会に関連するセッションが2つ行われます。

1. 審議会代表議員のための研修セッション。ここでは主に、審議会の概要説明、審議会の研修ビデオの閲覧、審議会擬似セッションをはじめ、新しい代表議員が元代表議員に相談する機会も提供されます。
2. 全ロータリアンが提案された立法案について話し合うセッション。代表議員はここで、関連する問題についての情報を得たり、さまざまな案件に関するロータリアンの意見を把握したりすることができます。RI理事会が、ロータリアンによって話し合われるべきと判断した立法案を何件か選ぶこともあります。

代表議員は、こうした事柄を踏まえて、ロータリー研究会に出席する必要があります。RIは、ロータリー研究会に関連した審議会代表議員の経費を提供することはありませんので、あらかじめご了承ください。地区によって、代表議員の経費を一部または全額負担する場合があります。

審議会における代表議員の役割

審議会に備え、審議会がどのようなものであるかを知っていただくためのビデオテープをお送りします。また、ロータリー研究会の研修への出席も求められています(上記参照)。

審議会に臨む前に、2007年規定審議会で使用された「会議運営手続規則」をよく研究しておく必要があります。「2007年手続要覧」第18章に記載されていますので、ご精読ください。2010年審議会のために提案された会議運営手続規則は、審議会開会の前に審議会代表議員に配布されますが、それらが承認される前に変更される可能性もあります。

審議会は通常、米国イリノイ州シカゴで開催され、日曜日の開会式とオリエンテーション・セッションをもって幕が開かれます。

代表議員は全員、同じホテル(2010年はシカゴ・マリオット・ダウンタウン・マグニフィセントマイルの予定)に滞在し、専用のダイニングルームで朝食と昼食を共にします。夕食は、付近にすばらしいレストランが数多くありますので、各自ご自由にお楽しみください。審議会会場には、ホテル内の大宴会場が使用されます。代表議員には、各座席に投票用の機材が用意されています。また全代表議員に、同時通訳用のヘッドフォンが提供され、英語以外に5カ国語の審議会言語で会議に参加することができます。

審議会を開催するためには、定足数を満たす数の代表議員の出席が不可欠です。審議会へご到着後、代表議員の選出年度の地区ガバナーと代表議員の署名の入った代表議員宣誓書式を信任状確認デスク(credential desk)でご提示ください。信任状の確認を受けた後、登録デスクで審議会用の資料を受け取ることができます。

審議会は、月曜日の朝に本格的な審議に入ります。毎日、昼食時間のほかに、午前と午後の休憩時間が設けられています。

これまでの審議会では、登録時に全立法案を収録したバインダーが代表議員に配られ、このバインダーに含まれる立法案は、推奨された審議順序(審議会が立法案を審議する順序)に基づいていました。2010年審議会は、ほぼすべての立法案を審議順序に従って収録した立法案集が、2009年9月と10月に配布される予定です。ただし、提案されたすべての立法案が定款細則委員会によって受理、審査されるまで、立法案集第2巻が発行されるかどうかは未定です。新しい手続きによって、審議会で別冊の立法案バインダーが必要となることがないよう、期待されています。代表議員は、立法案集を審議会に持参する必要があります。

代表議員は、審議会において、自分の地区が提出したすべての立法案を発表することになりますので、こうした立法案を発表する準備を整えておいてください。また、地区の案件の審議順序を確認し、発表の番に備えるようにしてください。審議会での発表に備え、「手続規則」を参照し、どのくらいの時間、話すことができるのか把握しておいてください。地区の提出する立法案は次のように発表することができます。

「私の名前は _____.です。私は日本語で発表します。私は第 _____ 地区の代表議員です。私は 10-_____ (制定案または決議案の番号)について提議します」

審議会では、立法案に対して賛成または反対の意見を述べたり、動議を提出するなど、その他の発言の機会もあります。発言を行う際は、色紙を持ってマイクに向かいます。緑色は賛成、赤色は反対、黄色は動議を示します。発言の順番が回ってきたという審議会議長からの支持を受け、次のように自己紹介します。

「私の名前は _____.です。私は日本語で発表します。私は第 _____ 地区の代表議員です」

自己紹介を終えた後、発言の理由を述べます。

「私は _____ (動議内容) という動議を提出します」

「私はこの立法案に賛成です。なぜなら _____ だからです」

「私はこの立法案に反対です。なぜなら _____ だからです」

他の発言者が先に、あなたと同じ論点を発表する場合があります。その場合、他の代表議員が別の論点を発表できるよう、自分の席へ戻るのが望ましいでしょう。こうして、各立法案について話し合うための時間を節約することができます。

審議会は一旦開始されると、非常に興味深いものとなります。代表議員にとっては、ロータリーに対する世界中のさまざまな見解を聞くことができ、RI 理事や元 RI 会長と会う機会にもなります。組織の将来を考えるロータリー家族の真に壮大な集まりと言えます。代表議員の務めは厳しいものですが、また、大変達成感の大きいものでもあります。一度経験してみたなら、なぜ多くの審議会代表議員がもう一度その役割を務めたいと希望するのか、おわかりいただけるはずです。

2013 年審議会 – 1 年目

審議会終了後、改正された組織規定および審議会で採択されたすべての立法案を含む決定の報告をお送りします。決定の報告には、これらの立法案に対し、反対の意思を表示するために、クラブが使用できる書式も含まれています。審議会開催中、審議会の概要が RI ウェブサイト (www.rotary.org) に掲載されますが、地区内のクラブに審議会についての報告を行うのは、代表議員の責務です。RI 理事会はさらに、採択された決議案を受け、承認された理事会の決定を、審議会から 1 年以内に地区ガバナーに通知します。

その他の情報

規定審議会全般に関するより詳しい情報が、以下に掲載されています。

- ✓ RI 定款の第 10 条(「規定審議会」)
- ✓ RI 細則の第 7 条(「立法手続」)
- ✓ RI 細則の第 8 条(「規定審議会」)
- ✓ 「2007 年手続要覧」第 10 章(「規定審議会」)
- ✓ 「2007 年手続要覧」第 18 章(「会議運営手続規則」)
- ✓ RI のウェブサイトの規定審議会のページ (www.rotary.org)
- ✓ 「立法案の提出方法」の資料は、RI ウェブサイト、もしくは RI 審議会業務課 (Council Services Section) より入手できます。
- ✓ RI ウェブサイト上の Council on Legislation Discussion Forum (規定審議会討論の場)

審議会代表議員のためのチェックリスト

1年目

- ✓ 地区ガバナーと自分の署名の入った代表議員の宣誓書式を用意する。この書式は3年後の審議会到着時に提示する必要があります。
- ✓ 地区内のクラブまたは地区が提案する立法案を把握する。
- ✓ 地区大会、審議会、または地区郵便投票の後、地区の提案または承認した立法案が、提案・承認後45日以内にRI世界本部へ必ず提出されるようにする。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2010年規定審議会についての情報や資料を集める。

2年目

- ✓ 地区内のクラブまたは地区が提案する立法案を把握する。
- ✓ 地区大会、審議会、または地区郵便投票の後、地区の提案または承認した立法案が、**2008年12月31日**までに必ずRI世界本部へ提出されるようにする。
- ✓ 地区の立法案に関するRIからのすべての連絡に目を通す。対応が求められている場合は、代表議員、地区ガバナー、立法案提案者のいずれかが、滞りなく必ず対応するようにする(2009年3月31日または指定された期日まで)。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2010年規定審議会についての情報や資料を集める。

3年目

- ✓ 2009年9月、10月に、立法案集に目を通す。特に地区の提案する立法案に注意する。
- ✓ ゾーンのロータリー研究会に出席し、審議会の研修を受け、審議会に関連する情報を収集する。
- ✓ 2010年審議会の登録に関する情報を入手する。
- ✓ 必要な場合、米国滞在のためのビザを取得する。
- ✓ 登録資料に明記されている締切日までに、審議会の登録を済ませる。これには、ホテル予約や飛行機の手配も含まれる。
- ✓ 立法案や旅行の手配に関してなど、審議会直前に郵送される資料を読む。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2010年規定審議会について、直前に発信される情報や追加の資料を確認する。
- ✓ 地区の提案または承認する立法案を審議会で発表できるよう準備する。
- ✓ 審議会後、審議会で加えられた変更について、地区内のクラブに通知する。
- ✓ 決定報告と改正された組織規定文書に目を通す。
- ✓ 次回の審議会へ向け、地区に支援を提供する。